

報告第13号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記の事件を処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

（令和7年10月7日処分）

令和7年12月3日提出

筑西市長 設 楽 詠美子

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記の事件に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和7年10月7日

筑西市長 設 楽 詠美子

記

1 相手方 筑西市在住個人

2 和解の方法

本市は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

3 損害賠償の額 金47,300円

## 別記

1 事故の種類 物損事故

2 事故の相手方 筑西市在住個人

3 事故の概要

令和7年8月15日午後1時30分頃、本市と労働者派遣契約を締結したことにより本市の業務を行う者の運転する塵芥車が、玉戸地内の市道において左折する際に、当該車両の助手席側荷台側面が相手方が所有する塀に接触し、当該塀の一部を損傷させた。

なお、当該事故の過失割合は、当市10割である。